

# 子宮頸がん予防ワクチン を自費で接種した方へ

大 阪 市  
健 康 局



子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の差控えにより定期接種の機会を逃した女性が、定期接種の対象年齢を過ぎて子宮頸がん予防ワクチンを自費で接種した場合に、費用の払戻し（償還払い）が受けられます。

## 対象者



平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女性で、以下の1~4すべての要件を満たす方

1. 令和4年4月1日時点で大阪市内に住民登録がある方
2. 子宮頸がん予防ワクチンの定期接種の対象年齢（小学6年生～高校1年生相当）内に、3回の接種を完了していない方
3. 子宮頸がん予防ワクチンの定期接種の対象年齢を過ぎた後、令和4年3月31日までに、国内の医療機関において、任意接種あるいは接種見合わせの実費を負担した方
4. 償還払いを受けようとする接種回数分について、令和4年4月1日以降開始されたキャッチアップ接種を利用していない方

※本市以外の市区町村から、同種の費用助成を受けた方は対象外。

## 申請期間



令和4年10月11日～令和7年3月31日

## 対象ワクチン



2価ワクチン（サーバリックス）、4価ワクチン（ガーダシル）  
9価ワクチン（シルガード9）

## 償還額



### ①領収書等接種費用を証明できる書類を提出した方

接種費用（最大3回接種分まで）  
接種見合わせ費用 } の実費全額※1  
ただし、9価ワクチンの接種費用は上限16,753円（1回あたり）※2

### ②紛失などで領収書等を提出できない方

接種費用 16,775円 / 接種見合わせ費用 1,972円  
（それぞれ1回あたり）※2

※1 予防接種以外の費用（接種のための交通費や、医療機関で発生した文書料など）は償還払いの対象外。  
ただし、接種見合わせ費用（＝問診費用等）の償還よりも、文書料の方が高額になる場合あり。

※2 令和4年度の設定額であるため、次年度は変更の可能性あり。

## 申請方法



### 【郵送申請】

〒530-8201  
大阪市北区中之島1丁目3番20号  
大阪市健康局健康づくり課（成人保健グループ）行  
（「子宮頸がん予防ワクチン償還払い書類 在中」と  
表面に明記してください。）

※添付書類が写しのみの場合は、【オンライン申請】が可能です。詳しくはホームページをご覧ください。

提出書類などその他の詳細な情報は、二次元コードから大阪市ホームページをご確認ください。

問合せ先：大阪市健康局健康推進部健康づくり課（成人保健グループ）

Tel：06-6208-8250（がん検診専用電話）

電話受付時間：平日9時から17時

大阪市 子宮頸がん予防ワクチンの償還払い

